

令和8年4月9日

保護者 様

松山市立東雲小学校
校長 山内 望
PTA会長 加藤 伸夫

お車での児童の送迎に関するお願い

児童の登下校については、徒歩での通学を基本としていますが、様々な事情でお車での送迎をされる場合があると存じます。そうした際の小学校周辺道路への駐停車につきましては、保護者・関係者の皆様と申合せをして、近隣施設や道路利用者にご迷惑にならないよう努めています。

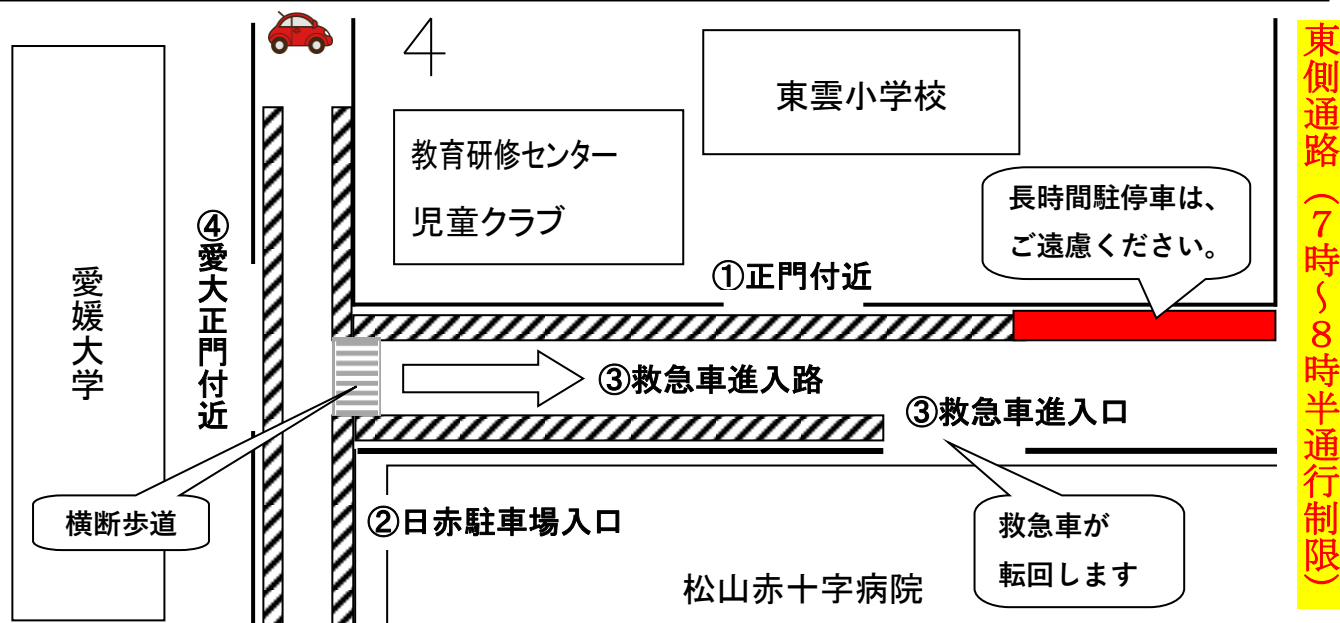
特に、正門前の道路は救急車の進入路になっており、送迎の車が救急車の進行の妨げとなり、消防や警察から指導を受けることもありますので、児童の安全と救命救急活動を妨げないためにも、やむを得ず自家用車を使って登下校する際には、以下のことをお願いします。

なお、児童の下校時刻は、毎月お配りする月行事予定に載せておりますが、この**下校時刻は、教室を出る時刻ですので、児童が乗降場所に待機した後、車が到着し、すぐに乗り込めるよう時間を調整していただきますようお願いいたします。**

Ⅰ 自家用車を使つての登下校時の乗降について

- ①正門付近、②日赤駐車場入口、③救急車進入口付近、救急車進入路、
④愛媛大学正門付近（斜線箇所）では乗降をしない。

- ・児童は上記外の安全な場所で乗降し、そこから徒歩で登校する。
- ・下校時は歩道等で待っている児童を乗車させる。保護者が長時間駐車して待つことがないようにする。



- 小学校の東側の道路は、朝7時から8時半までの間通行制限があり、この時間帯は、学校と日赤の間の道路は通り抜けできません。
- けがや体調不良等で自家用車を使う場合は、校内への乗入れを許可しています。
- この文書の内容は、保護者の方のみならず、**送迎に関係するご家族（祖父母等）、放課後等デイサービス等の方にも必ずご確認ください。**

2 自家用車を使つての下校時の乗車について

【保護者の方・放課後等デイサービス・児童クラブ利用の保護者の方の車両についての申合せ事

1 校内への車両の乗り入れについて

緊急時、または特別な事情がある場合のみ、校内への車両の乗り入れを許可します。

○ 緊急時とは、家庭の事情により、緊急にお子様を下校させなければならないとき等

○ 特別な事情とは、

・学校からの連絡で体調不良のお子様を迎えに来られた場合

・けが等によるお子様の身体的な事情がある場合

・その他、校長が認めた場合

(長期になる場合は、「駐車許可証」を発行します。学級担任にご相談ください。)

○ 児童クラブ利用の保護者で、18:00~18:30に迎えに来られる場合

※ 18:00までのお迎えについては、車両の乗り入れは許可していません。正門前の道路(表面の図の斜線部分以外)での乗降をお願いします。

2 周辺道路での駐停車について

○ **日赤の救急車や近隣道路利用者の通行の妨げになるため、本校周辺道路に長時間駐停車してお子様を待つことは、ご遠慮いただくようお願いいたします。**長時間になる場合は、近隣のパーキングをご利用ください。

○ お子様が校門付近等で待っていて、**短時間で乗車する**ことを制限するものではありませんが、その際も、「1 自家用車を使つての登校時の降車について」の斜線箇所への停車は**ご遠慮ください。**

3 その他

○ **スポーツ少年団**の活動時の車両の乗り入れについては、「体育施設使用規定」に従って時間帯・場所・台数を制限しています。

○ **放課後等デイサービス等**をご利用の場合、本校の申合せ事項の内容を保護者の方から関係者の方へお伝えいただきますようお願いいたします。

○ **自転車**でお越しの際は、正門を入れて右方向、プレイコートの日赤側のフェンス沿いにお停めください。